

橿原市教育大綱

はじめに

本市においては、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする「第3次橿原市総合計画後期基本計画」を基に、子どもたちが、「豊かな価値観を創造し、夢を持って、たくましく生き抜いていく」ための教育施策・事業に取り組んでまいりました。

このたび、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月から新しい教育委員会制度が発足しました。これまで、総合教育会議を4回開催し、本市としての教育の振興に関する施策の「橿原市教育大綱」を策定いたしました。

急激な社会の変化に伴い価値観も多様化するなか新しい教育施策を展開していくため、市民と行政との「協働によるまちづくり」を目指し、すべての市民が生涯にわたって自発的かつ主体的な学習活動を続け、生きがいのある人生を過ごすことができるよう、さらに事業の充実に努めてまいります。

平成28年3月
橿原市長 森下 豊

1 基本理念

- (1) 子どもの成長と学習を育むまち
- (2) 市民の自立と個性を活かすまち
- (3) 人と文化がふれあうまち
- (4) 快適な生活を育むまち

2 大綱策定の趣旨

この度、地方公共団体における教育行政の基本的な実施体制を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月から施行されました。

市長が教育長の任免、教育行政の大綱の策定、総合教育会議の主宰をすることにより、地方教育行政における市長の責任がより明確になりました。一方で、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組みは維持されており、執行機関として教育委員会が果たす役割は従来と変わりなく重要であり、今日的課題へのより迅速で的確な対応が求められています。

学校教育においては、子どもたちの「今」だけを見るのではなく、将来に対する閉塞感を取り除き、希望や自尊感情を醸成し、子どもたちが「夢」を持つ環境を育んでいくことが大事だと感じています。社会教育では、人々が集い、多様な学びの場を具体的に提案し、支援を行ってきましたが、今後は自らが学習活動を行い、コミュニケーションを深めて協働する力を高めていく事業も必要となります。

このような橿原市の教育を取り巻く現状を踏まえ、橿原市教育大綱は、国の第2期教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、橿原市第3次総合計画との調整を図りながら、橿原市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

3 大綱の期間

この大綱の期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とする。
(※平成31年度まで延長しています。)

4 大綱の基本目標

(1) 学校施設整備の推進

市立小中学校や幼稚園施設は、平成27年度で耐震補強工事を完了していますが、昭和40年代から昭和50年代に建設された施設が多く、老朽化による建物自体の寿命や本来求められる機能を果たせない設備の不具合等の問題を抱えています。

このような問題を解決するため、学校施設の全体を把握し、総合的・長期的かつ多角的な観点から整備・管理運営の適正化を図り、更新・長寿命化改修などの中長期的な「橿原市立学校施設整備計画」を策定します。これにより財政負担の軽減・平準化などを図るとともに、急速に進展する情報化、グローバル化、少子化に対応し、ICTの活用による教育の質の向上を図るための環境整備など、子どもたちが安心・安全で継続的により良い学習や生活ができるように、教育環境の維持・向上に力を注いでいきます。

(2) 就学前保育・教育の充実

園児たちが生涯学習の基礎を培い、すくすくと成長できるまちを目指します。そのために、多様化した子育てニーズに柔軟に対応でき、子どもが安心して過ごすことができる環境を構築します。特に、特別な支援を要する園児への対応や預かり保育については、特別支援教育対応教員、預かり保育担当教員を配置し、きめ細やかな対応を行っていきます。また、既存のこども園を充実させるとともに、少子化による園児の減少に対応するため、幼稚園の再配置等においては、さまざまな手法を検討して教育環境の充実を目指します。

(3) 学校教育の充実

児童生徒の生きる力を育むために、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身の育成を目指すとともに、国際化にも対応できる力を身に付ける学校教育を展開します。

学校において様々な問題を抱える子どもたちに寄り添い、子どもたちの目線で対応していくために、スクールカウンセラーやこころのケアルームカウンセラー、いじめ不登校対策指導員など専門的な知識を持つ職員の配置を充実させます。特別な支援を要する児童生徒には、特別支援教育対応教員を配置し授業支援を行います。また、いじめや不登校を防止するため、児童生徒の自尊感情を高め、命を大切にす豊かな心を育てる教育を行います。

学校給食においては、子どもたちが様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、食育の取組みを推進します。

また、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、児童生徒が安心かつ安全に学ぶことができる教育環境の充実を目指します。

(4) 児童の健全育成の充実

保護者が、就学前から安心して子育てができ、相談できる体制をつくることが望まれます。また、発達障がいをはじめとする障がい全体への関心が高まっている状況を踏まえ、乳幼児の段階から子どもの発達を支えることができる環境や体制の充実を図ります。

さらに、共働き世帯の増加に伴い、小学校等と連携した余裕教室の活用により、児童が安心して放課後を過ごせる環境を整えます。

(5) 青少年の健全育成の推進

次の世代を担う青少年の成長のために、家庭・地域・学校や県・警察等の関係機関等が連携し、地域社会全体で青少年が成長できるよう支援することにより、健やかにかつ安全に育つまちを目指します。また、少子化、核家族化、貧困等家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化しており、子育てに悩んでいる親を支援することで、家庭教育力の向上を目指すとともに、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支えるさまざまな取組みを行い、地域の教育力の向上を図ります。

(6) 人権意識の高揚

人権尊重の視点に立ち、各校園の実態等を踏まえ、教育課程に人権教育を位置付け、計画的・効果的に人権教育を進めます。特に、全国的にも学校でのい

じめが問題となっているため、いじめのない学校づくりを推進します。また、人権課題解決のために、各学校の取組みを支援します。

さらに、自分自身を大切な存在であると感じ、一人ひとりの「ちがい」をお互いに認め尊重し合う中で、それぞれの幸福を追求できる社会を目指し、地域における人権教育を推進します。

(7) 生涯学習の充実

市民がいつでも、どこでも、学びたいことを学ぶことができ、学習の成果をまちづくりに活用し、生きがいのある生活を送ることができる生涯学習社会の実現を目指します。そのために、住民・ボランティア団体・地域に根ざした民間企業・大学等の教育機関と連携しつつ、社会教育としての生涯学習講座や教室の内容の充実を図ります。また、生涯学習施設においては、その機能の改善やサービスの向上に努め、人が集い、より多くの市民ニーズに応える運営を行います。

(8) 文化芸術・スポーツ活動の推進

市民が文化芸術・スポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らせるまちを目指します。市民のだれもが、優れた芸術や芸能などに関心を持ち、より理解が深められるよう、文化芸術活動の振興を図ります。また、年齢や生活環境に応じた様々なスポーツに親しむことができる機会を提供し、スポーツ活動を推進します。

(9) 文化財の保護と活用

市民や来訪者が、橿原市の歴史・文化を学び、体感できるまちを目指します。そのために、指定文化財の保存・保全に努め、史跡の公有化と整備を進めます。そして、地域の歴史や文化遺産を取り入れた学習の場を提供し、小・中学校の児童・生徒をはじめ市民に文化を大切にする豊かな心を育み、郷土に対する誇りや愛着心が培われるよう郷土教育を推進します。また、これらの文化財の公開や活用を通じて、来訪者にも文化財に対する愛護や保護への意識を高めます。

(10) 歴史的町並み及び集落景観の保全

市民が、市内の歴史的町並みや、歴史的集落が織り成す景観が保全されたまちを散策し、まちの成り立ちや昔の暮らしを知ることで、その価値を再発見し、次世代へ維持・継承することができるまちづくりを目指します。また近年、保存地区内への移住希望者や町家を利活用した様々な取組みが増加傾向にあるため、この流れを絶やさぬよう、産学民官が連携して町家の活用等を積極的に行い、景観の保全や向上に努めます。

(11) 人と自然が共生できる地域づくり

地域の生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に活用できるよう生物多様性地域戦略を作成することで、人と自然との調和がとれたまちづくりを目指します。

エコツーリズムなどを通して、生物多様性や生態系サービスの活用による地域の魅力を伝え、観光客のみならず市民にもその価値や大切さが理解されるよう取組みを推進します。また、自然環境や生物多様性に関する様々な情報を発信できるよう、市内外の生物について調査・研究を実施し、啓発や環境教育の機会を提供します。